

各県立学校長 様

保 健 体 育 課 長
高 等 学 校 課 長
特 別 支 援 教 育 課 長

新学期における新型コロナウイルス感染症に係る感染防止の徹底等について

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、関東や関西を中心に変異株による感染再拡大がみられており、4月5日からは、宮城県、大阪府、兵庫県で「まん延防止等重点措置」が適用されることになりました。

本県でも変異株による感染事例が報告されており、まもなく新学期が始まるにあたり、改めて感染拡大防止の取組を徹底していただきますようお願いいたします。

特に、春季休業中は旅行や部活動の遠征等、県内外での往来があることを考慮し、新学期に学校においてクラスターが発生しないように、「学校の新しい生活様式」(文部科学省 12 月 3 日付け Ver. 5) の行動基準を踏まえ、感染予防及び健康管理の徹底を図るほか、下記についても徹底をお願いします。

併置定時制・通信制には貴職からお知らせください。分校には直送しました。

記

1 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とされた場合又は体調不良で病院において PCR 検査等（抗原検査を含む）を受ける場合等の管理職への報告の徹底について

<教職員の場合>

- ・発熱等の症状がある場合は勤務させないよう徹底してください。
- ・濃厚接触者として保健所から連絡があれば、自宅待機となり出勤できないため、直ちに学校長に報告するよう徹底してください。
- ・発熱等の症状があり医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症の疑いで PCR 検査等を受けた場合も、直ちに学校長に報告するよう徹底してください。また、PCR 検査等の結果で陰性を確認するまで出勤させないでください。

<児童生徒の場合>

- ・発熱等の症状がある場合は登校させないこと、また児童生徒が濃厚接触者として保健所から連絡があった場合は、感染者発生を想定した学校での初動対応及び感染拡大防止のため、直ちに学校に連絡してもらうよう改めて保護者をお願いをしてください。

2 学校において感染者が発生した場合の対応について

教職員の異動に伴い新体制での対応となることから、「県立学校において児童生徒に新型コロナウイルス感染症が確認された場合の対応（令和 2 年 12 月 14 日通知）」についての内容を再度確認し、職員会議等においてシミュレーションを行う等、迅速な初期対応ができるよう準備をお願いします。

3 マスク着用の徹底について

仮に、感染者となった場合でも、マスクを着用していれば、周囲の人は濃厚接触者にならない可能性が高く、感染を防ぐ効果もあります。

このため、部活動や、体育の授業、実習等で指導する際も含めて、教員は必ずマスクを着用し、児童生徒への日常生活※における適切なマスクの着用についても改めて指導をお願いします。特に昼食時などの食事をとる場合は、机を向かい合わせにしない、会話は控える等の注意をお願いします。

※公共交通機関や公共の場所を利用する場合、登下校等

4 以下の文書を保存していますので、改めてご確認ください

【保管場所:校務支援システム グループウェア → キャビネット → 保健体育課 →新型コロナウイルス感染症 → 新学期におけるコロナに係る感染防止の徹底】

- ・新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージに対応した県立学校の部活動の考え方について（令和3年2月12日付け2高保体第1033号）
- ・県立学校における新型コロナウイルス感染症に係る出席停止や臨時休業の措置及び感染者が確認された場合の対応について（令和2年12月14日付け2高保体第860号）
- ・文科省 新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3Ver5）（令和2年12月3日付け2高保体第810号）
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、在宅勤務の取り扱い等について（通知）」の一部改正について（令和3年3月9日付け2高教福第1621号）

【担当】

保健体育課 北村、廣田、山中 (TEL:088-821-4928)
高等学校課 岩河、東岡 (TEL:088-821-4907)
特別支援教育課 濱口、吉井 (TEL:088-821-4741)

【分類番号 05-04-9999】